令和７年（フ）第６２８３号
大阪府東大阪市東石切町２丁目３番11号　ベネフィス東石切公園　102
破産者　椋野　敬三
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６３２１号
さいたま市大宮区櫛引町１―340―１　カシニョール302号、住民票上の住所大阪市西淀川区野里３丁目３番38―1008号
破産者　阿部　哲也
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６６２２号
大阪府松原市小川４丁目18番20号
破産者　鴨川　政征
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目13番６―208号
破産者　立石恵理奈（旧姓石坂）
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４００号
大阪市東成区東中本２丁目17番29―201号
破産者　加川　悠人
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６２８号
大阪府高槻市芝生町２丁目10番24号
破産者　永井　麻琴（旧姓長山）
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７８０号
大阪市平野区喜連１丁目８番14号　スカイハイツ103号
破産者　大東　楓人
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８９１号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目８番２―202号
破産者　辻野　鶴美
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０７１号
大阪市平野区長吉長原西３丁目４番６―502号
破産者　末廣　正幸
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２５５号
大阪府吹田市佐井寺４丁目43番４号　(408)
破産者　齊藤　智大
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２８８号
大阪府八尾市山本町北７丁目２番21―101号
破産者　砂川　哲晃
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３１２号
大阪市浪速区敷津西２丁目２番17―501号
破産者　朝井　恭子
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３７９号
大阪市住之江区西加賀屋１丁目２番56―725号
破産者　西　　直人
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４３５号
大阪府東大阪市末広町９番15号
破産者　柴田　義親
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６０５号
大阪府茨木市寺田町15番５号
破産者　大和　利孝
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６１１号
大阪府東大阪市若草町９番23―521号
破産者　溝渕　浩太
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６３９号
大阪市此花区島屋３丁目10番37号　関西油送マンション　１Ａ、事業所所在地神戸市西区南別府２丁目15番地の６　グランディアルネッサンス西神戸302号
破産者　悠雅造園こと　藤井　保宏
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６６０号
大阪市北区天満２丁目１番11―901号
破産者　茶話空間フルーヴこと立山秀子こと　辛　　秀今
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９４９号
大阪府豊中市若竹町２丁目18番35―303号
破産者　横山　基希
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部